

八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会運営要綱

(設置)

第1条 老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に規定する高齢者計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、計画の基本となる重要事項等の審議をするため、八王子市社会福祉審議会条例第7条第2項及び八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第4条第1項第3号に基づき、八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本となる重要事項に関すること。
- (2) その他、計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(開催)

第4条 部会は、原則として高齢者福祉専門分科会にて開催日を決定する。ただし、会長が必要と認めるときは、開催日を変更し、又は追加することができる。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(組織)

第6条 部会の委員は、八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第2条に定める委員もしくは臨時委員をもって組織し、定数は17人以内とする。その内訳は次のとおりとする。

- (1) 学識経験者・・・2人以内
 - (2) 福祉関係者・・・4人以内
 - (3) 保健医療関係者・・・3人以内
 - (4) 介護保険サービス事業者・・・3人以内
 - (5) 地域関係者・・・2人以内
 - (6) 公募市民・・・3人以内
- 2 八王子市社会福祉審議会条例第7条第3項に基づき、臨時委員を置くことができる。
 - 3 上記の他、部会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員及び臨時委員は、本人または本人が所属する法人等に係る案件については、その審議及び決議に参加することができない。

(任期)

第8条 委員の任期は、令和5年(2023年)2月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第10条 会長は、事務局をして会議録を調製し、出席委員の氏名を記載させなければならない。

(庶務)

第11条 部会の庶務は福祉部において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年(2022年)8月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年(2024年)3月31日限り、その効力を失う。